

管理協06 - 041
令和6年5月15日

会員各位

一般社団法人マンション管理業協会
事務局長 山田 宏至

**マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部改正について
(自動車登録番号標交付代行者規則等の一部を改正する省令について)**

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は協会業務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省より添付 令和6年5月15日付国不参第6号「**マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部改正について（自動車登録番号標交付代行者規則等の一部を改正する省令について）**」の周知依頼がありました。

政府では書面掲示規制等のアナログ規制について「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、デジタル原則の観点から横断的に点検・見直しを行うこととしております。書面掲示規制については、アナログで掲示される情報と同じ情報をデジタルでも掲示されるようにすることを原則としております。これらを踏まえ、法第71条に基づき義務付けられる「標識の掲示」について、下記内容の改正が行われました。つきましては、関係部署へのご周知方、お取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

謹白

記

1. 改正内容

(1) 規則別記様式第26号について、以下の改正を行う。

- ・ 標識の記載事項から「この事務所に置かれている専任の管理業務主任者の氏名」を削除
- ・ 記載事項の削除に伴い、標識の縦の長さを「30cm以上」から「25cm以上」に変更

(2) 施行日 令和6年6月30日

※なお、附則第2条の規定により、マンション管理業者の標識に係る改正については、この省令の施行の際現にマンション管理業者が掲げているこの省令による改正前の様式による標識は、この省令の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、この省令による改正後の様式による標識とみなす経過措置を置いている。

(3) マンション管理業者による標識の掲示に関する取扱について

法第71条の規定に基づく標識の掲示は、マンション管理業者がウェブサイトを作成している場合は、事務所における掲示に加え、当該ウェブサイトへの掲載を推奨する。ウェブサイトへの掲載に当たっては、規則別記様式第26号において定められている標識と同様の内容(「登録番号」「登録の有効期間」「商号、名称又は氏名」「代表者氏名」「主たる事務所の所在地」とすること。なお、当該ウェブサイトへ掲載したことをもって、法第71条の規定に基づく掲示の義務が果たされるものではないことについて留意されたい。

2. 添付書類

- (1) 令和6年5月15日付 国不参第6号「マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部改正について(自動車登録番号標交付代行者規則等の一部を改正する省令について)」
- (2) マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則 別記様式第二十六号(第八十一条関係) 新旧対照条文

以上

| |
|--|
| <p><本通知に関するお問い合わせ先> 一般社団法人マンション管理業協会 TEL 03-3500-2721 業務部 佐藤</p> |
|--|